

入札心得

社会福祉法人 アンサンブル会

(趣旨)

第1条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札公告、別に備える設計図書、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札保証金の納付は免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、見積もった総額(消費税及び地方消費税を含む金額)の100分の5に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、入札書、工事費内訳書等(以下「入札書等」という。)を入札日に入札場所に提出しなければならない。なお、入札書を郵送にて提出することはできない。

- 2 この入札は、工事の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記載し、かつ、箇所ごとに作成しなければならない。
- 3 入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札前に委任状(任意様式)を提出して確認を受けなければならない。
- 4 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 一度提出した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札執行事務に関して秘密とされている情報を聞き出そうとしではならない。(脅迫的言辞の有無は問わない。)
- 3 入札参加者は、正当な理由なく入札公告前における発注予定案件事務への介入、又は公告後において公告、入札心得及び各種仕様書等について、不明等を理由とした過度な介入等入札の公正・公平性を阻害する行動をしてはならない。

(工事費内訳書の提出)

第5条 工事費内訳書の積算価格(以下「内訳書価格」という。)と入札書の入札金額(以下「入札価格」という。)は原則として一致しなければならない。ただし、内訳書価格について、1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した当該入札書は有効として扱うものとする。

- 2 前項の工事内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。
 - (1) 設計図書(いわゆる金抜き設計書)のうち工事内訳書に単価、金額を記載したもの
 - (2) 前号と同等の項目が含まれる独自様式によるもの
- 3 一度提出された工事内訳書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- 4 工事費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはならない。

(設計図書等に対する質問・回答)

第6条 発注者は、入札公告に示す期間及び場所において、設計図書等に対する質問を受け付ける。

(経営事項審査結果通知書等)

第7条 入札参加者は、当該入札に係る契約予定日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日を基準とした経営事項審査(以下「経審」という。)結果の通知を受けていなければならない。

2 前項の審査結果の通知を受けていないときは、入札に参加できない。

(入札の延期、取りやめ等)

第8条 理事長は、入札公告及び設計図書等の関係書類又は入札手続きに不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認めるときは、入札公告で示す入札手続き等を取りやめるものとする。

2 理事長は、入札参加者が協定し、又は不穏な行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められる場合、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

(開札)

第9条 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会により行うものとする。

(落札者及び落札価格の決定)

第10条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価格の入札した者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

2 入札回数は2回とし、1回目の入札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。2回目の入札にて落札者がいないときは、最低の価格で入札した者から2回を限度とした見積書を徴し、予定価格の制限内の価格において随意契約を行う。

(入札の辞退)

第11条 入札の参加者は、入札の執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届(様式自由)を直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

(契約保証金の納付)

第12条 落札者は、契約締結と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。但し、(5)の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を理事長に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、理事長が確実と認める金融機関又は保険事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保険事業会社をいう。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 契約人が契約を履行しないときは、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

4 第1項の規定により、落札者が同項(2)、(3)に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保

証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項（４）、（５）に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- ５ 請負代金額に変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 に達するまで、理事長は、保証金額の増額を要求することができ、契約人は、保証金額の減額を請求することができる。

（入札書の無効）

第 13 条 次の各号の一つに該当する入札書は、無効とする。

- （１）入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- （２）同一人が入札した 2 通以上の入札書
- （３）入札参加者が協定して入札した入札書
- （４）金額を訂正し、訂正印のない入札書
- （５）記名、押印のない入札書
- （６）誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- （７）工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入などの不備がある工事内訳書を提出した者が入札した入札書
- （８）各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

（契約の締結）

第 14 条 落札者は、落札した日の翌日から起算して 7 日以内（休日を含む。但し、7 日目が休日の場合は、休日明けまで。なお、落札者が遠隔地である等の特別の事情があるときは、別途指定する期日まで。）に契約を締結しなければならない。

- ２ 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を理事長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと理事長が認めたときは、この限りではない。
- ３ 契約に要する経費は受注者の負担とする。

（工事開始日）

第 15 条 工事開始日は契約日の翌日とし、契約書に定める工期の初日も同日とする。

（工事の着手）

第 16 条 受注者は、特別の事情がない限り、契約に定める工事開始日（工期の初日）から準備期間内に、工事に着手（工事開始日以降の実際の工事のための現場事務所等の設置又は測量に着手することをいう。）しなければならない。

- ２ 受注者は、前項により工事に着手したときは、着手した旨を発注者に届け出なければならない。

（技術者等の配置）

第 17 条 受注者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を、配置しなければならない。

- ２ 受注者は、契約した工事について下請契約を締結して施工するときは、その下請けの状況を文書で理事長に報告しなければならない。
- ３ 受注者が現場代理人を配置する場合、現場代理人は受注者と直接かつ恒常的な雇用関係（開札日以降前 3 か月以上の雇用）がなければならない。